

取扱いの趣旨

TRAbの変動は緩徐であり、バセドウ病等での連月測定の有用性は低い。また、本検査は通常陰性であり、橋本病等での経過観察時の算定は意義が乏しく、甲状腺癌等では測定する意義はないため、原則として認められない。

支払基金が公表している取扱いの全文

【検査】

《令和7年3月31日》

477 T R A b（バセドウ病等）の算定について

○ 取扱い

① 次の傷病名に対するD014「26」抗TSHレセプター抗体（T R A b）の算定は、原則として認められる。

なお、連月については、原則として認められない。

(1) バセドウ病（初診時又は診断時）

(3) 甲状腺機能亢進症（初診時又は診断時）

(2) バセドウ病（経過観察時（定期チェック））

(4) 甲状腺機能亢進症（経過観察時（定期チェック））

② 次の傷病名に対するD014「26」抗TSHレセプター抗体（T R A b）の算定は、原則として認められない。

(1) 慢性甲状腺炎・橋本病（経過観察時（定期チェック））

(3) 亜急性甲状腺炎（経過観察時（定期チェック））

(5) 甲状腺癌（初診時又は診断時）

(7) 悪性甲状腺腫瘍（初診時又は診断時）

(9) 結節性甲状腺腫（初診時又は診断時）

(2) 甲状腺機能異常（経過観察時（定期チェック））

(4) 無痛性甲状腺炎（経過観察時（定期チェック））

(6) 甲状腺癌（術後）

(8) 悪性甲状腺腫瘍（術後）

(10) 結節性甲状腺腫（経過観察時（定期チェック））

○ 取扱いを作成した根拠等

TSHレセプター抗体（T R A b）は甲状腺のTSHレセプターに対する自己抗体で、甲状腺中毒症におけるバセドウ病を診断する因子であり、未治療のバセドウ病のほとんどの例で陽性となることから、①の傷病名において有用である。また、治療効果判定、寛解や再発の指標としても有用であるが、T R A bは免疫グロブリンであることより、その変動は緩徐であり、連月で測定することの有用性は低い。

一方、②の傷病名において、亜急性甲状腺炎、無痛性甲状腺炎などは一過性に甲状腺中毒症状を来すが、通常T R A bは陰性であり、経過観察時の算定の意義は乏しい。

また、甲状腺機能亢進症状を来さない他の傷病名では測定する意義はないと考えられる。

以上のことから、①の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められるが、連月については認められず、②の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

グラフの見方

1 棒グラフ(該当レセプトの審査結果)

当該事例の取扱いの対象となる診療行為（医薬品、特定器材）を算定している目視対象レセプト
1万件当たり、取扱いの趣旨に該当するレセプト件数

2 折れ線グラフ

取扱いの趣旨に該当するレセプトのうち、
査定・返戻となった割合

【棒グラフ凡例】審査の結果

査定	返戻	: 取扱いどおり
請求どおり 職員	請求どおり 審査委員	: 検証が必要

審査結果の概要

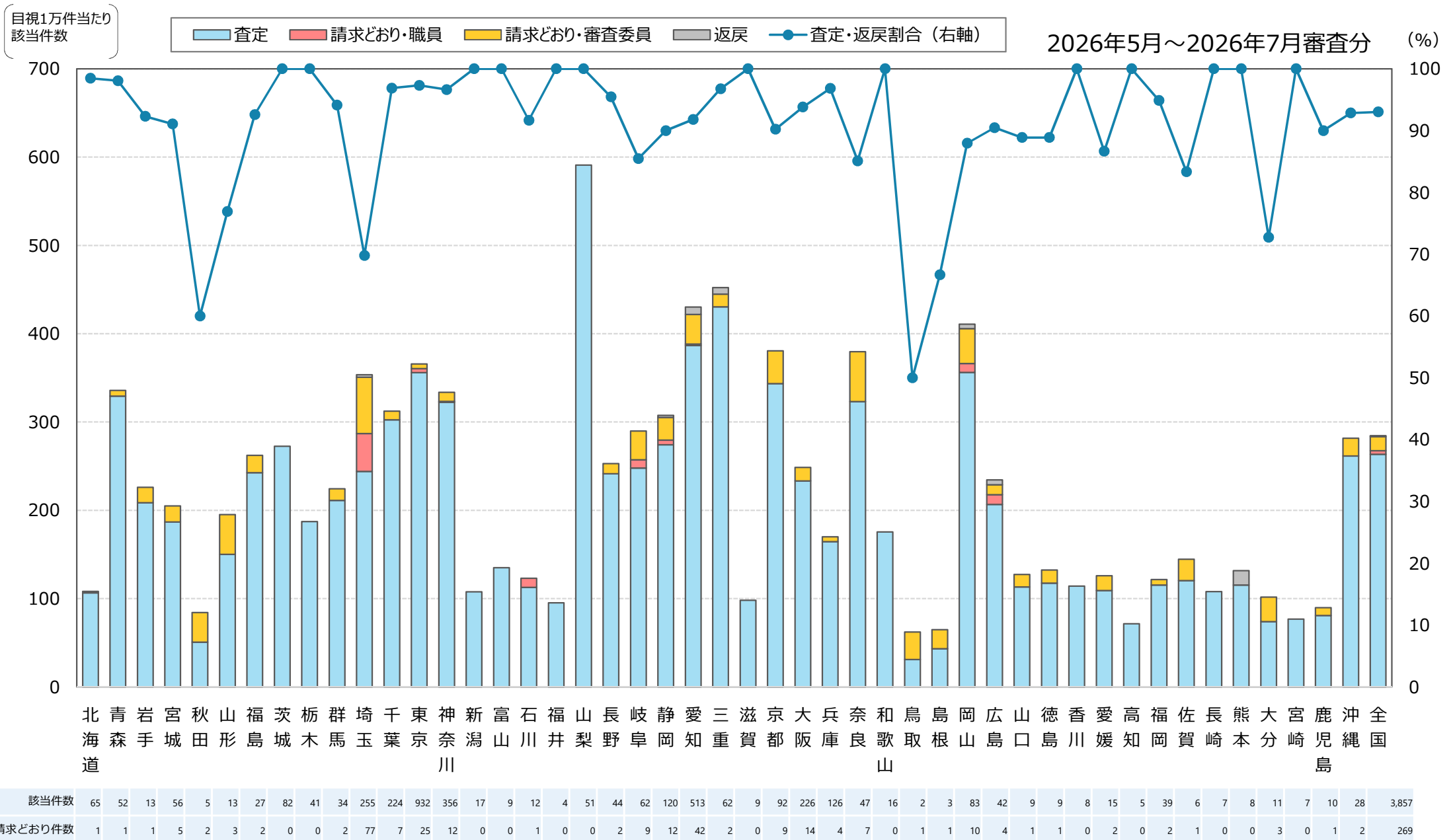
➤ 全国の査定・返戻割合 93.03%

➤ 検証対象都道府県 17

検証観点	都道府県※	備考
査定・返戻割合が低い	鳥取、秋田、島根、埼玉、大分、山形、佐賀、奈良、岐阜、愛媛、岡山、山口、徳島、静岡、鹿児島、愛知	査定・返戻割合の低い順
請求どおり・職員	埼玉、岡山、岐阜、静岡、東京、愛知	対象1万件当たり件数の多い順
請求どおり・審査委員	埼玉、奈良、山形、岡山、秋田、愛知、岐阜、鳥取、大分、静岡、佐賀、島根、愛媛、徳島、山口、鹿児島	//

※検証対象都道府県が16を超えたため、16都道府県を限度に表記している

該当件数（全国）	【条件】	3,857件
取扱いに基づく審査	査定・返戻の計	3,588件
検証を必要とする審査	請求どおり	269件



【該当件数】 取扱いの趣旨に該当したレセプト件数